

参考

1. VFM 分析データ

(1) 費用総額の比較で用いる数値設定の調査

調査概要

簡易な検討において、費用総額の比較による評価を行う際に用いる削減率等の数値について、VFMに影響を与える個々の削減率等の数値設定の把握、策定の手引で示した数値設定その妥当性について確認することを目的とし、過去に実施されたPFI事業を調査しその傾向を分析しました。

< 調査方法（アンケート調査による）>

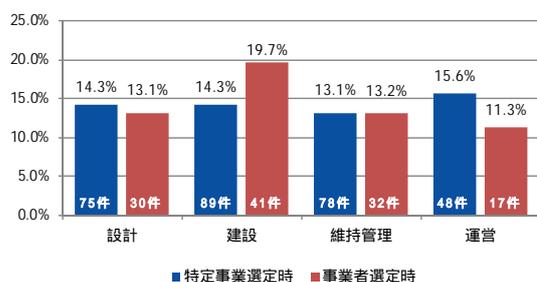
調査対象	実施事例の多い事業分野のPFI事業
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 費用削減率の設定（建設、設計、運営、維持管理） 利用料収入増加率の設定 調達金利 割引率 等

調査結果

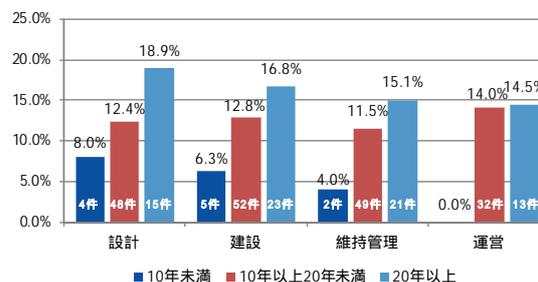
ア 費用の削減率について

(ア) 各要素と削減率の関係

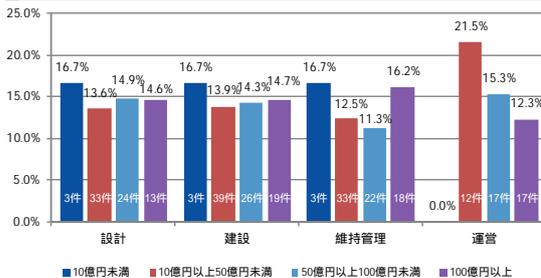
費用の削減率（特定事業選定時、事業者選定時）



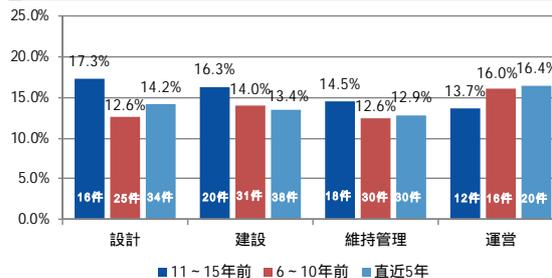
事業期間別の削減率（特定事業選定時）



事業費別の削減率（特定事業選定時）



事業実施時期別の削減率（特定事業選定時）



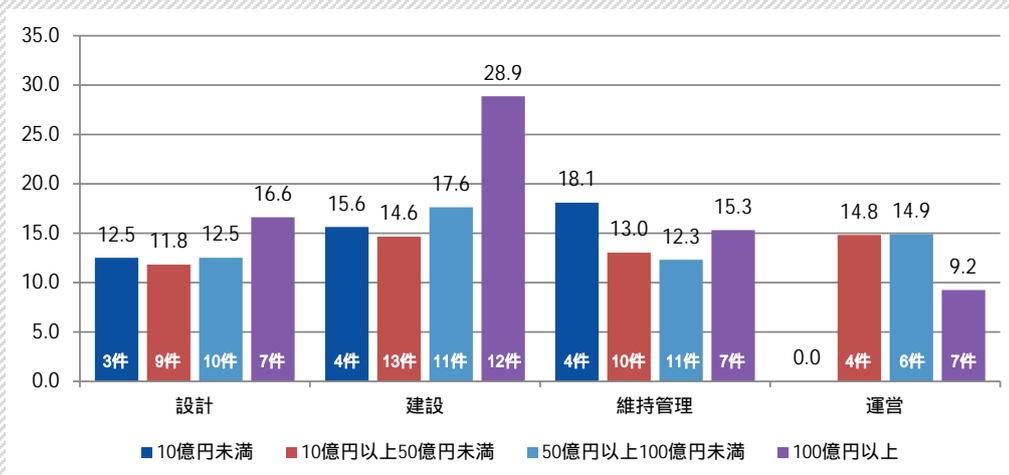
事業者選定時の削減率を特定事業者選定時と比較すると、建設は上昇し、運営は減少する傾向にありました。

削減率の事業費別比較では、顕著な相関関係は確認できませんでした。一方で、事業期間の長期化に伴い、削減率の設定数値は大きくなる傾向がありました。

また、直近に実施された事業である程、削減率は減少傾向にありました。

なお、今回の調査分析では、事業者選定時の削減率の数値は、応募者数による影響等が考えられること、また調査で回収できた個数が少ないことから、特定事業者選定時の削減率と事業者選定時の削減率との比較のみに使用し、他の項目では特定事業者選定時の削減率を用いて分析を行っています。

(参考) 事業費別の削減率について (事業者選定時)

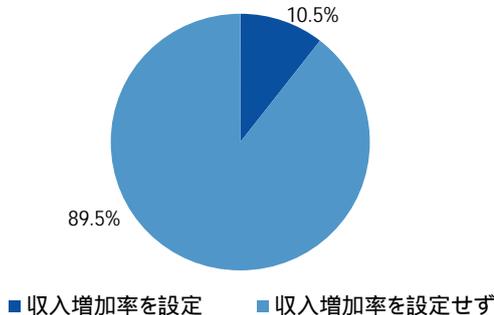


特定事業者選定時の傾向と異なり、事業費が大きくなる程、特に建設の項目で削減率が上昇する傾向が確認できました。また、サンプル数は少ないですが、運営の項目は削減率が減少する傾向が確認できました。

イ 利用料金収入の増加率について

(7) 利用料金収入の増加率の設定について

利用料金収入の増加率を設定した事業の割合



(参考) 利用料金収入の増加率

増加率を設定していた事業	事業者選定時の収入増加率
A事業	約9%
B事業	約13%
C事業	約30%
平均	約17.3%

混合型のVFMはサービス型のVFMより向上しています。利用料金収入の増加が要因の一つと考えられますが、今回の調査では、特定事業選定時において、混合型のうち利用料金収入の増加率を設定している事業は1割程度しかありませんでした。調査結果を踏まえると、事業化の判断においては利用料金収入の増加を見込んでいない事業が多いと想定されます。なお、事業者選定時において、増加率を設定していた事業は3事例あり、平均17.3%の増加率でした。

下記(参考)のとおり、サンプリング調査では、「当初利用料金収入の増加を見込まなかったが、結果的に増加した」事例があることを確認できました。

(参考) 混合型のVFMの向上要因に関するサンプリング調査

サンプリング調査

- 対象事業：利用料金収入の増加率を設定していない事業で、VFMが事業者選定時に上昇した事業
- 調査方法：事業費や利用収入想定額(PSC設定時)等、VFM算出に用いたエクセルシートを受領
- 調査概要：事業者選定時のVFMをもとに利用料金収入の増加率を推計

D事業(混合型事業)

	特定事業選定時	事業者選定時
利用料金増加率	設定しない	17.2%(推計値)
削減率(建設)	15%	18.1%
削減率(維持管理・運営)	10%	10.1%
調達金利差 / 割引率	2.1% / 2.5%	0.4% / 2.5%
VFM上昇率	約9%上昇	

利用料金増加率の推計値：17.2%
設定しなかった理由：想定が困難であり設定せず

E事業(混合型事業)

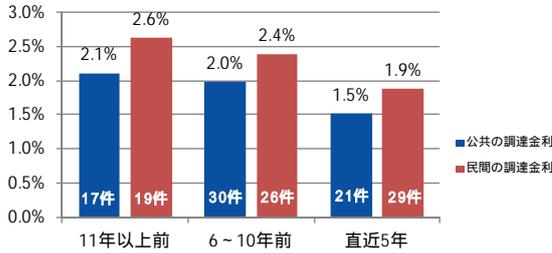
	特定事業選定時	事業者選定時
利用料金増加率	設定しない	13.1%(推計値)
削減率(建設)	15%	20.4%
削減率(維持管理・運営)	10%	23.9%
調達金利差 / 割引率	1.5 - 1.6% / 3.2%	0.6 - 1.2% / 2.5%
VFM上昇率	約18%上昇	

利用料金増加率の推計値：13.1%
設定しなかった理由：安全目のみで増加率を設定せず

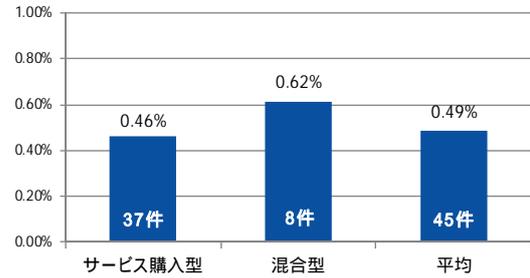
ウ その他数値の傾向について

(7) 金利項目の設定について

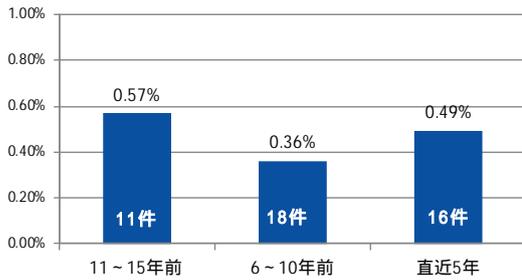
官民の調達金利(実施時期別)



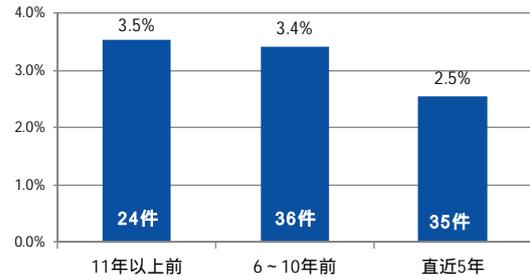
官民の調達金利差(事業類型別)



官民の調達金利差(実施時期別)



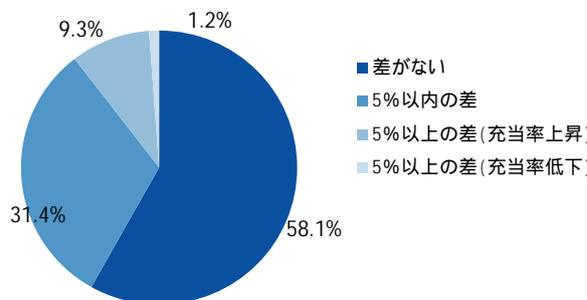
VFM算定に用いる割引率(実施時期別)



官民双方とも、調達金利は近年低下傾向にあります。実施時期に関わらず官民間の調達金利差は0.5%前後であることが確認できました。

事業類型別に官民間の調達金利を比較すると、混合型事業が最も官民間の調達金利差が大きくなる傾向がありました。なお、VFM算定に用いる割引率については、調達金利と同様に、設定値は近年低下傾向にありました。

(1) 手法別補助金充当率の差について(従来手法・PFI手法)



整備費に対する補助金充当率を事業者選定時において比較したところ、PFI手法により事業化をした事業の補助金充当率が従来手法による事業化で想定した補助金充当率よりも5%以上低下する事業は、全体の1%程度しかありませんでした。このことから、PFI事業で事業化をしても、補助金の充当率が大幅に低下する事例は極めて少ないと考えられます。

(2) PFI 事業における VFM の傾向について

調査概要

VFM に影響を与える諸要因が何かを確認することを目的として、PFI 法の施行から平成 27 年度までの間に実施方針を公表した事業（527 事業）を対象に、事業類型、実施主体、応募者数別に VFM の傾向等を調査しました。

< 調査概要（机上調査による） >

調査対象	PFI 法の施行から平成 27 年度までの間に実施方針を公表した事業（527 事業）を対象
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 事業類型別の VFM の傾向 実施主体別の VFM の傾向 応募者数別の VFM の傾向 等

< 分析対象データ >

（平成28年3月31日現在）

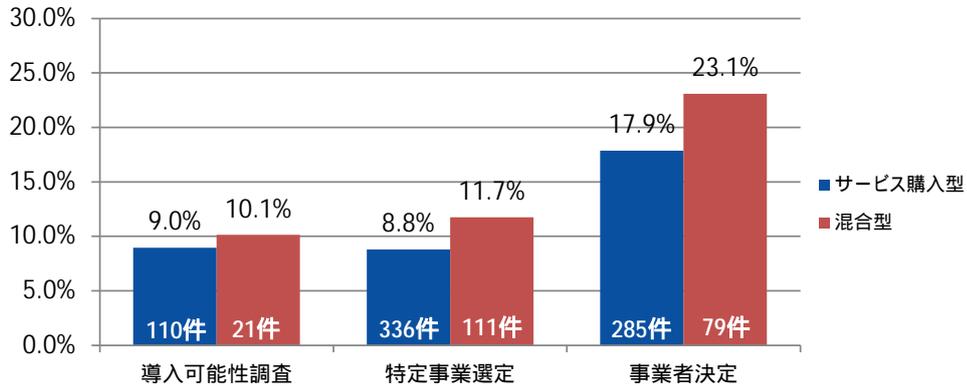
分 野	事業主体別			合計
	国	地方	その他 ()	
教育と文化(文教施設、文化施設等)	2	143	37	182
生活と福祉(福祉施設等)	0	22	0	22
健康と環境(医療施設、廃棄物処理施設、斎場等)	0	86	3	89
産業(観光施設、農業振興施設等)	0	14	0	14
まちづくり(道路、公園、下水道施設、港湾施設等)	10	76	1	87
安心(警察施設、消防施設、行刑施設等)	9	15	0	24
庁舎と宿舍(事務庁舎、公務員宿舍等)	41	12	4	57
その他(複合施設等)	7	45	0	52
合 計	69	413	45	527

()「その他」は国立大学法人、独立行政法人等

調査結果

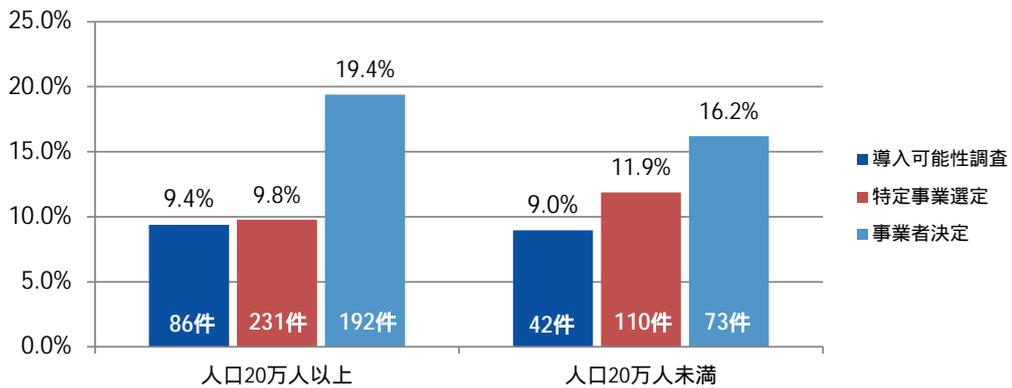
ア PFI 事業における VFM の傾向

(ア) 事業類型別 VFM の傾向 (サービス購入型・混合型)



サービス購入型よりも混合型の方が VFM が大きくなる傾向にあります。これは、民間事業者が利用料金を直接収受する場合等では、民間事業者のノウハウの発揮等により利用料金収入の増加や公的負担の抑制に繋がっていること等が要因と考えられます。

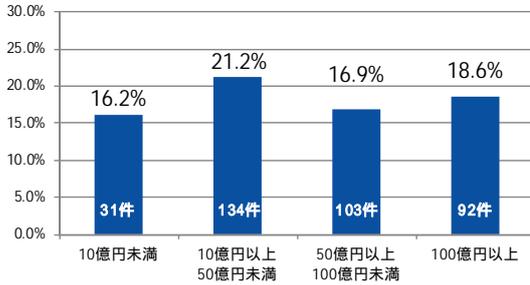
(イ) 地方公共団体規模別 VFM の傾向 (人口 20 万人以上・20 万人未満)



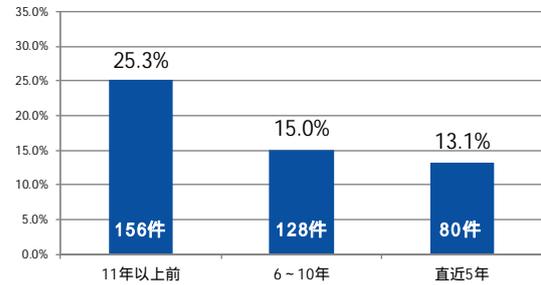
VFM の傾向を、地方公共団体を人口 20 万人以上と人口 20 万人未満に分類して分析したところ、事業者決定時の VFM は、導入可能性調査、特定事業選定時よりも高い結果となりました。地方公共団体の規模に係らず、一定の競争が発揮されているものと考えられます。

(ウ) 各要素とVFMの関係

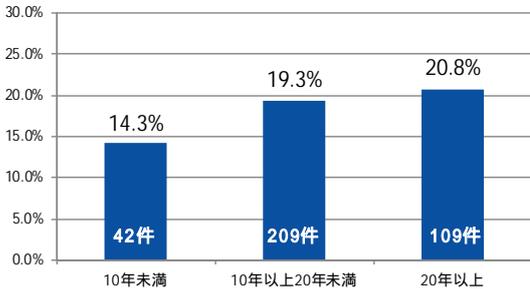
事業費との関係(事業者選定時)



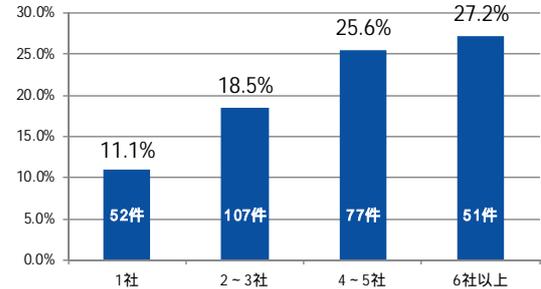
事業実施時期との関係(事業者選定時)



事業期間との関係(事業者選定時)

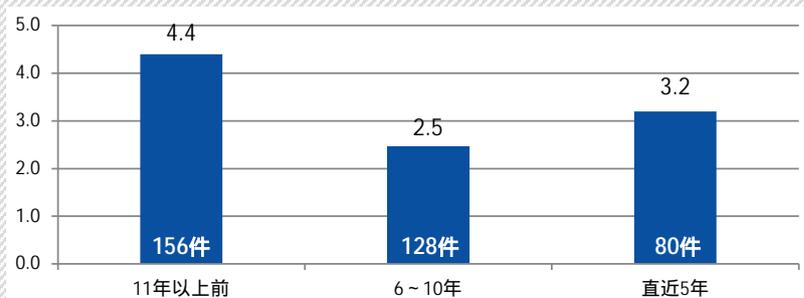


応募者数との関係について



事業費とVFMには顕著な関係性は確認できませんでしたが、事業期間は長くなる方がVFMが上昇する傾向にありました。事業実施時期の分析では、近年の事業は過去の事業に比べてVFMが低下傾向にあるという結果となりました。また、応募者数が多くなる程VFMは向上する結果となりました。これは、応募者数が増加することで競争原理が働くことによる効果と考えられます。

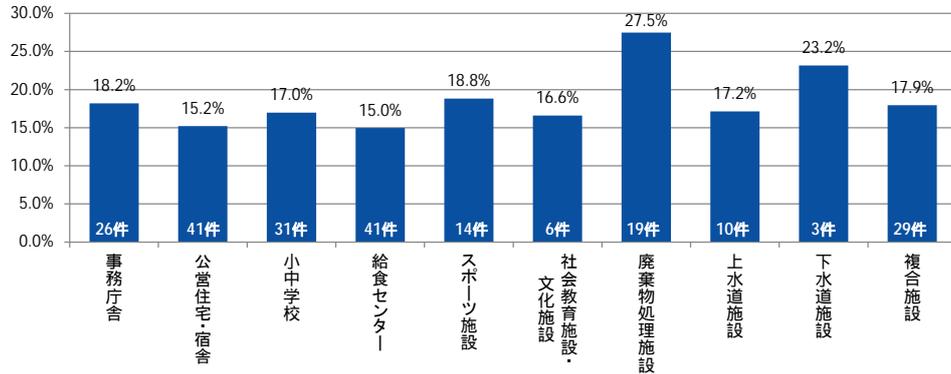
(参考) 事業実施時期と応募者数の関係



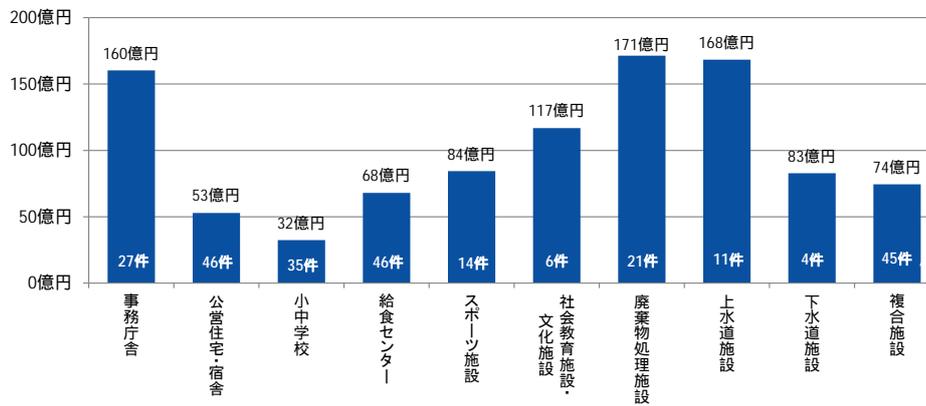
VFMと相関性が確認できた事業では、応募者数は11年以上前と比較して減少傾向にありましたが、直近5年ではやや増加に転じているという結果となりました。

イ 事業分野別の傾向

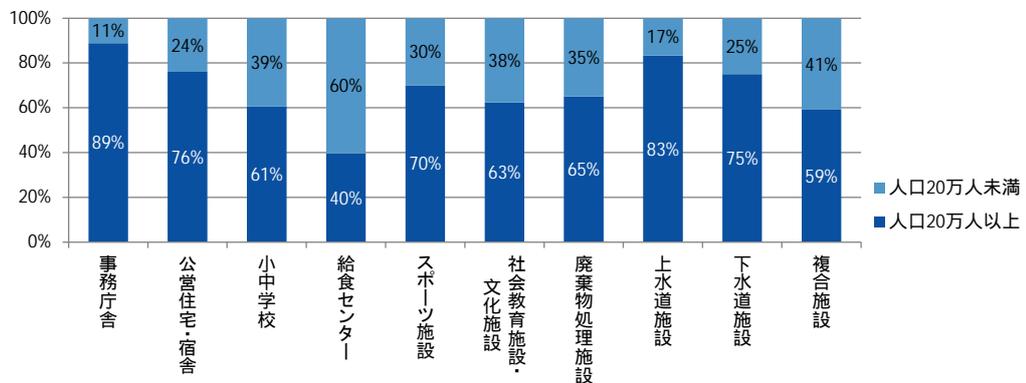
VFM の傾向（事業者選定時）



事業費の傾向



実施件数割合（人口規模別）



事業分野ごとの事業費の大きさにはばらつきがありますが、VFMは概ね20%前後の値となっていることから、事業分野や事業費に関わらず、PFI事業として実施することによりVFMを出すことは可能であると考えられます。また、人口20万人未満の地方公共団体においても各事業分野でPFI事業が実施されており、給食センター等のように20万人未満の地方公共団体の方が実施件数が多い事業分野があることも確認できました。

2. 支援制度の紹介

(1) 事業の検討段階における支援制度

項目	調査等を対象とする事業	調査等を対象とする事業
所管省庁	内閣府	内閣府
制度名	PPP/PFI に関する支援 (優先的検討運営支援)	PPP/PFI に関する支援 (高度専門家による課題検討支援)
支援内容	・内閣府が地方公共団体における優先的検討についての規程の策定を含めた運営の初期段階を支援することで PPP/PFI 手法による実施を目指す	・内閣府がコンセッション事業など、事業検討にあたり法律・会計・税務・金融などの高度な専門的知識を必要とする事業を重点的に支援する。
補助率等	内閣府が費用を負担	内閣府が費用を負担
調査等を実施しようとする主体	・地方公共団体等(公共施設等の管理者である地方公共団体又は公共施設等の整備等を行う独立行政法人、特殊法人その他の公共法人) ・地方公共団体等を構成員として含む団体	・地方公共団体等(公共施設等の管理者である地方公共団体又は公共施設等の整備等を行う独立行政法人、特殊法人その他の公共法人) ・地方公共団体等を構成員として含む団体
PPP/PFI 事業への適用	・優先的検討を実施する具体の事業への PPP/PFI 導入促進	・コンセッションなど高度な知見を必要とする事業への導入促進
照会先	内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PFI 推進室) TEL : 03-6257-1655 FAX : 03-3581-9682	内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PFI 推進室) TEL : 03-6257-1655 FAX : 03-3581-9682
参考	http://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html 3月募集予定	http://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html 随時申し込み可

項目	調査等を対象とする事業	調査等を対象とする事業
所管省庁	内閣府	内閣府
制度名	PPP/PFI に関する支援 (地域プラットフォーム形成支援)	PPP/PFI に関する支援 (新規案件形成支援)
支援内容	・内閣府がモデル地域を募集し、地域における官民連携のネットワークづくりやノウハウ共有を図るための基盤づくり等に関する取組への支援を行う	・内閣府が PPP/PFI 事業について事業構想段階から具体の事業化検討に円滑かつ速やかに移行できるよう地方公共団体への支援を行う
補助率等	内閣府が費用を負担	内閣府が費用を負担
調査等を実施しようとする主体	・地方公共団体等(公共施設等の管理者である地方公共団体又は公共施設等の整備等を行う独立行政法人、特殊法人その他の公共法人) ・地方公共団体等を構成員として含む団体	・地方公共団体等(公共施設等の管理者である地方公共団体又は公共施設等の整備等を行う独立行政法人、特殊法人その他の公共法人) ・地方公共団体等を構成員として含む団体
PPP/PFI 事業への適用	・優先的検討を実施する具体の事業への PPP/PFI 導入促進	・具体の事業への PPP/PFI 導入促進
照会先	内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PFI 推進室) TEL: 03-6257-1655 FAX: 03-3581-9682	内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PFI 推進室) TEL: 03-6257-1655 FAX: 03-3581-9682
参考	http://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html 3月募集予定	http://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html 随時申し込み可

項目	調査等を対象とする事業	調査等を対象とする事業
所管省庁	内閣府	内閣府
制度名	PPP/PFI 専門家派遣	ワンストップ窓口
支援内容	内閣府が専門的知見、ノウハウ、経験を持つ 専門家を地方公共団体に派遣する	PPP/PFI 事業の実務に関する質問、問合せに ワンストップで対応を行う
補助率等	内閣府が費用を負担	内閣府が費用を負担
調査等を実施しようとする主体	・地方公共団体等(公共施設等の管理者である地方公共団体又は公共施設等の整備等を行う独立行政法人、特殊法人その他の公共法人) ・地方公共団体等を構成員として含む団体	どなたでもお問い合わせ可能
PPP/PFI 事業への適用	・PPP/PFI 事業の活用推進	・PPP/PFI 事業の活用推進
照会先	内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PFI 推進室) TEL: 03-6257-1655 FAX: 03-3581-9682	内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PFI 推進室) TEL: 03-6257-1655 FAX: 03-3581-9682
参考	http://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html 随時申し込み可	http://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html 随時お問い合わせ可

項目	調査等を対象とする事業	調査等を対象とする事業
所管省庁	国土交通省	国土交通省
制度名	先導的官民連携支援事業 (事業手法検討支援型)	先導的官民連携支援事業 (情報整備支援型)
支援内容	国土交通省が施設の種類の種類、事業規模、事業類型、事業方式等の面で先導的な官民連携事業の導入や実施に向けた検討のための調査費用のうち、コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費(委託費)を、予算の範囲内で支援する。	国土交通省が官民連携事業の導入判断等に必要情報の整備等のための調査費用のうち、コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費(委託費)を、予算の範囲内で支援する。
補助率等	全額国費による定額補助として助成。補助金の1件当たりの上限は20,000千円	全額国費による定額補助として助成。補助金の1件当たりの上限は20,000千円
調査等を実施しようとする主体	地方公共団体等(公共施設等の管理者である地方公共団体または公共施設等の整備等を行う独立行政法人、公共法人)	地方公共団体等(公共施設等の管理者である地方公共団体または公共施設等の整備等を行う独立行政法人、公共法人)
PPP/PFI事業への適用	先進的な官民連携事業手法の、汎用性・妥当性・実現可能性・有効性の調査	今後の導入が見込まれる他の地方公共団体に対するモデル性がある事業の、汎用性・妥当性・実現可能性・有効性の調査
照会先	国土交通省 総合政策局官民連携政策課 TEL: 03-5253-8111 FAX: 03-5253-1548	国土交通省 総合政策局官民連携政策課 TEL: 03-5253-8111 FAX: 03-5253-1548
参考	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/index.html	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/index.html

項目	調査等を対象とする事業	調査等を対象とする事業
所管省庁	国土交通省	国土交通省
制度名	官民連携による地域活性化のための 基盤整備推進支援事業(官民連携基盤整備 推進調査費)	下水道事業における公共施設等運営事業等 の案件形成に関する方策検討業務
支援内容	民間事業活動と一体的に実施する社会基盤 整備の事業化検討及び PPP/PFI 導入可能 性検討に必要な調査費を補助する。 ・基礎データ収集、需要予測 ・基盤整備の概略設計、整備効果検討 ・PPP/PFI 事業手法検討 ・官民の役割分担 ・VFM 算定等 国土交通省所管の道路、海岸、河川、港 湾、都市公園、鉄道、空港等の公共土木施設	モデル都市における PPP/PFI の案件形成や 実施方針・募集要項等の書類作成を行い、そ のノウハウを体系的に整理・分析・水平展開す ることにより、公共施設等運営事業を中心とし た PPP/PFI の案件形成を図ることを目的とす る。
補助率等	補助率:1/2 (採択にあたって金額に上限値、下限値なし)	国土交通省が費用を負担
調査等を実施しようとする主体	地方公共団体(都道府県、特別区、市町村(一 部事務組合及び広域連合を含む))	下水道事業体
PPP/PFI 事業への適用	地方公共団体が基盤整備の事業化検討とあ わせて実施する PPP/PFI 手法の導入に向けて の調査	官民連携を考えている下水道事業体に対し、 コンセッション方式を含む官民連携の導入に 向けての調査・検討
照会先	国土交通省 国土政策局 広域地方政策課調整室 TEL:03-5253-8360 FAX:03-5253-1572	国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 下水道企画課 TEL:03-5253-8427 FAX:03-5253-1596
参考	http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html	

項目	調査等を対象とする事業	調査等を対象とする事業
所管省庁	厚生労働省	厚生労働省
制度名	官民連携等基盤強化支援事業	生活基盤施設耐震化等交付金
支援内容	厚生労働省が水道事業体を対象としてコンセッション方式を含む官民連携の導入に向けての調査検討の支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・現況把握及び官民連携の有効性の確認 ・事業スキームの選定 ・諸条件の整理・検討 ・官民連携の導入に向けた具体策の検討・事業スキームの評価 ・事業実施方針等の雛形の作成 	水道事業における官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画策定等に関する事業に要する経費の一部について交付する。
補助率等	厚生労働省が費用を負担	1 / 3(平成29年度以降に事業を開始した場合は1 / 4)
調査等を実施しようとする主体	国	地方公共団体
PPP/PFI事業への適用	官民連携を考えている水道事業体に対し、コンセッション方式を含む官民連携の導入に向けての調査・検討	官民連携を考えている水道事業体に対し、コンセッション方式を含む官民連携の導入に向けての調査・検討
照会先	厚生労働省 医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課水道計画指導室 TEL: 03-5253-1111(内線 4015)	厚生労働省 医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課 TEL: 03-5253-1111(内線 4026、4027)
参考	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000096246.html	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/yosan/01g.html

(2) 事業化段階における支援制度

項目	建設等を対象とする事業	建設等を対象とする事業
所管省庁	国土交通省	国土交通省
制度名	社会資本整備総合交付金	民間活力イノベーション推進下水道事業
支援内容	(1)～(16)を整備する事業に要する費用に対して支援を行う。 (1)道路 (2)港湾 (3)河川 (4)砂防 (5)地すべり対策事業 (6)急傾斜地崩壊対策事業 (7)下水道事業 (8)その他総合的な治水事業 (9)海岸事業 (10)都市再生整備計画事業 (11)広域連携事業 (12)都市公園・緑地等事業 (13)市街地整備事業 (14)都市水環境整備事業 (15)地域住宅計画に基づく事業 (16)住環境整備事業	PPP / PFI 手法を活用した下水道事業に対して支援を行う。
補助率等	各事業において異なる (要綱・付属第3編参照)	公共下水道:管きょ1/2、処理場1/2又は5.5/10(流域下水道の場合は2/3) 民間事業者:総費用の1/3以下等(詳細は要綱参照)
交付先	地方公共団体等都道府県、市町村(地方公共団体が事業者にも補助する場合も含む)	下水道事業を実施する地方公共団体、地方公共団体の委託を受けて事業を実施する民間事業者
PPP/PFI事業への適用	(1)～(16):地方公共団体に施設の所有権が移管される場合には、民間事業者が整備する場合も同様の補助が受けられる。	PPP / PFI 手法の活用を前提とした支援制度
照会先	国土交通省 TEL:(代表) 03-5253-8111	国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 下水道事業課 TEL 03-5253-8430 FAX 03-5253-1597
参考	http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_0002_13.html	

項目	建設等を対象とする事業	建設等を対象とする事業
所管省庁	文部科学省	厚生労働省
制度名	公立学校施設整備事業	医療施設等施設整備費補助金
支援内容	<p>学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図るため、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」等に基づき、公立の義務教育諸学校等施設(小中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園等施設、共同調理場、教職員住宅、スポーツ施設等)の整備に要する経費の一部を国庫補助することにより学校教育の円滑な実施を確保する。</p> <p>[公立学校施設整備費負担金] ・小学校・中学校・義務教育学校の校舎・屋内運動場、中等教育学校の前期課程(併設型中学校を含む)・特別支援学校の小中学部の校舎・屋内運動場・寄宿舎の新増築</p> <p>[学校施設環境改善交付金] ・義務教育諸学校等施設の新増築(負担金対象事業を除く。)・改築・改修等</p>	<p>(1)～(10)を整備する事業に要する費用に対して支援を行う。</p> <p>(1)へき地診療所 (2)過疎地域等特定診療所 (3)へき地保健指導所 (4)研修医のための研修施設 (5)臨床研修病院 (6)へき地医療拠点病院 (7)医師臨床研修病院研修医環境整備 (8)離島等患者宿泊施設 (9)産科医療機関 (10)死亡時画像診断システム施設整備</p>
補助率等	<p>[負担金対象事業]補助率:原則 1/2 [交付金対象事業]補助率:原則 1/3</p>	<p>(1)の事業費の1/2 (2)の事業費の1/2(3)1/3(ただし沖縄県にあっては1/2) (4)の事業費の1/2 (5)の事業費の1/2 (6)の事業費の1/2 (7)の事業費の1/3 (8)の事業費の1/3 (9)の事業費の1/3 (10)の事業費の1/2</p>
交付先	地方公共団体	地方公共団体
PPP/PFI事業への適用	地方公共団体に施設の所有権が移管される際に、同様の補助が受けられる。	(1)～(10):地方公共団体に施設の所有権が移管される場合には、民間事業者が整備する場合も同様の補助が受けられる。
照会先	大臣官房文教施設企画部施設助成課法規係 TEL:(代表)03-5253-4111(内線2000)	厚生労働省 医政局地域医療計画課救急・周産期医療等対策室 医政局医事課医師臨床研修推進室 TEL:(代表)03-5253-1111
参考	http://www.mext.go.jp/a/menu/shotou/zyosei/PFI.htm	http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/rinsyo/hojogaiyo/

項目	建設等を対象とする事業	建設等を対象とする事業
所管省庁	厚生労働省	厚生労働省
制度名	保健衛生施設等施設・ 設備整備費国庫補助金	次世代育成支援対策施設整備交付金
支援内容	<p>(1)～(7)を整備する事業に要する費用に対して支援を行う。</p> <p>(1)感染症法第38条第1項の規定により厚生労働大臣が指定した者が設置する特定感染症指定医療機関の施設整備事業</p> <p>(2)感染症法第38条第2項の規定により都道府県が設置する第一種感染症指定医療機関の施設整備事業</p> <p>(3)感染症法第60条第2項の規定により第一種感染症指定医療機関の設置者が設置する施設整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業</p> <p>(4)感染症法第38条第2項の規定により都道府県が設置する第二種感染症指定医療機関の施設整備事業。ただし、医療法第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。</p> <p>(5)感染症法第60条第2項の規定により第二種感染症指定医療機関の設置者が設置する第二種感染症指定医療機関の施設整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業。ただし、医療法第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。</p> <p>(6)平成16年3月29日健発第0329002号厚生労働省健康局長通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「感染症外来協力医療機関施設整備事業実施要綱」により、都道府県が設置する感染症外来協力医療機関の施設整備事業</p> <p>(7)(6)の要綱により、市町村(一部事務組合を含む。)及び医療法第7条の規定に基づく開設の許可を受けた医療機関及び医療法第8条の規定に基づく届出をした診療所が設置する感染症外来協力医療機関の施設整備に要する費用に対する都道府県の補助事業</p>	<p>(1)～(4)を整備する事業に要する費用に対して支援を行う。</p> <p>(1)児童福祉施設(助産施設(第一種助産施設、第二種助産施設)、乳児院、母子生活支援施設、自動厚生施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター)、一時保護施設、職員養成施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所</p> <p>(2)一時保護施設、婦人保護施設</p> <p>(3)応急仮設施設</p> <p>(4)その他施設</p>
補助率等	各事業において異なる。 要綱の交付の対象を参照。	評価基準通知に定める評価基準に基づく基準点数を基礎とし算出する
交付先	地方公共団体や医療機関等(地方公共団体が事業者にも補助する場合も含む)	都道府県または指定都市、中核市若しくは市町村(特定都市及び中核市を除き、特別区を含む)(地方公共団体が事業者にも補助する場合も含む)
PPP/PFI事業への適用	(1)～(7):地方公共団体に施設の所有権が移管される場合には、民間事業者が整備する場合も同様の補助が受けられる。	PFI事業実施時には公有財産購入経費補助を実施 (1)～(4):地方公共団体に施設の所有権が移管される場合には、民間事業者が整備する場合も同様の補助が受けられる。
照会先	厚生労働省 健康局総務課指導調査室 TEL:(直通)03-3595-2242 FAX:03-3501-9191	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局総務課 TEL:(代表)03-5253-1111 TEL:(直通)03-3595-2491
参考	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hoken-eisei/	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/jisedai/index.html

項目	建設等を対象とする事業	建設等を対象とする事業
所管省庁	厚生労働省	農林水産省
制度名	水道水源開発等施設整備費補助金及び生活基盤施設耐震化等交付金	農山漁村地域整備交付金
支援内容	水道施設の整備に必要な経費の一部について補助または交付する	(1)～(4)を整備する事業に要する費用に対して支援を行う。 (1)農業農村基盤整備事業(農地整備事業、農業基盤整備促進事業、農業農村整備実施計画策定事業、水利施設整備事業、農業水利施設保全合理化事業、草地畜産基盤整備事業、農地防災事業、広域農業用水適正管理対策事業、地域用水環境整備事業、水質保全対策事業、農業集落排水事業、農村集落基盤再編・整備事業、農地環境整備事業、農業用水保全の森づくり事業、畜産環境総合整備事業、農道整備事業) (2)森林基盤整備事業(森林整備事業、治山事業) (3)水産基盤整備事業(水産物供給基盤整備事業、漁場保全の森づくり事業、漁港漁村環境整備事業(漁業集落環境整備事業、漁港環境整備事業、漁村再生交付金事業)) (4)海岸保全施設整備事業(海岸保全施設整備事業(海岸保全施設整備事業、津波・高潮危機管理対策事業、海岸環境整備事業))
補助率等	1/2、1/3、1/4、4/10	各事業において異なる 要領の別紙1～23参照
交付先	地方公共団体	都道府県、市町村、農林漁業団体等(地方公共団体が事業者に補助する場合も含む)
PPP/PFI事業への適用	水道施設整備について、 ・PFI法により選定された選定事業者 ・選定事業者が公共施設等運営権を設定し、水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって事業を運営する者についても交付対象とする。	(1)～(4):地方公共団体に施設の所有権が移管される場合には、民間事業者が整備する場合も同様の補助が受けられる。
照会先	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課 TEL:03-5253-1111(内線4026、4027)	農林水産省 農村振興局整備部地域整備課 担当者:農村整備企画班(実施要綱・要領) TEL:(代表)03-3502-8111(内線5512) TEL:(直通)03-6744-2200 FAX:03-3501-8358
参考	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/yosan/01g.html http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/yosan/01c.html	http://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html

項目	建設等を対象とする事業	建設等を対象とする事業
所管省庁	農林水産省	農林水産省
制度名	強い農業づくり交付金	農山漁村振興交付金 (農山漁村活性化整備対策)
支援内容	(1)～(2)を整備する事業に要する費用に対して支援を行う。 (1)産地競争力の強化(共同利用施設等整備) (2)食品流通の合理化(卸売市場の施設整備)	(1)～(5)を整備する事業に要する費用に対して支援を行う。 (1)生産施設等の整備 (2)生活環境施設の整備 (3)地域間交流拠点の整備 (4)その他省令で定める事業 (5)(1)から(4)の事業と一体となって実施する事業事務
補助率等	(1)都道府県:定額、事業実施主体:事業費の1/2以内等 (2)都道府県:定額、事業実施主体:事業費の4/10以内等	都道府県又は市町村へは定額(実施主体へは1/2等)
交付先	都道府県、市町村、農業者団体等(地方公共団体が事業者にも補助する場合も含む)	都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村からその経費の一部に対して補助を受けて交付対象事業を実施する農林漁業団体等(地方公共団体が事業者にも補助する場合も含む)
PPP/PFI事業への適用	本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、PFI法の活用に努める (1)～(2):地方公共団体に施設の所有権が移管される場合には、民間事業者が整備する場合も同様の補助が受けられる。	(1)～(4):地方公共団体に施設の所有権が移管される場合には、民間事業者が整備する場合も同様の補助が受けられる。
照会先	農林水産省 生産局総務課生産推進室 TEL:(代表)03-3502-8111(内線4717) ダイヤルイン:03-3502-5945 FAX:03-3502-8518	農林水産省 農村振興局整備部地域整備課活性化支援班 TEL:03-3501-0814
参考	http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoinougyou/t_tuti/H28/index.html	http://www.maff.go.jp/j/kasseika/k.project/

項目	建設等を対象とする事業	建設等を対象とする事業
所管省庁	農林水産省(水産庁)	農林水産省(水産庁)
制度名	水産基盤整備事業補助金	水産業強化対策事業 (強い水産業づくり交付金)
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・水産物供給基盤整備事業費補助(水産流通基盤整備事業、水産物供給基盤機能保全事業、) ・水産資源環境整備事業費補助(水産環境整備事業、水産生産基盤整備事業) 	(1)～(8)を整備する事業に要する費用に対して支援を行う。 (1) 漁業調整委員会等交付金 (2) 水産業改良普及事業交付金 (3) 水産業強化対策整備交付金 (4) 水産業強化対策推進交付金 (5) 離島漁業再生支援交付金 (6) 離島漁業再生支援推進交付金 (7) 漁港防災対策支援事業
補助率等	地域等によって補助率は異なる	(1)の事業費の定額 (2)の事業費の定額 (3)の事業費によって異なる (4)の事業費によって異なる (5)の事業費の定額 (6)の事業費の定額 (7)の事業費によって異なる (要綱参照)
交付先	都道府県、市町村、水産業協同組合	都道府県、市町村(地方公共団体が事業者に補助する場合も含む)
PPP/PFI事業への適用	地方公共団体に施設の所有権が移管される場合には、民間事業者が整備する場合も同様の補助が受けられる。	(1)～(7):地方公共団体に施設の所有権が移管される場合には、民間事業者が整備する場合も同様の補助が受けられる。
照会先	水産庁 漁港漁場整備部計画課 担当:利用調整班 TEL:(直通)03-3506-7897	水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課 担当:構造改善施設班(経営構造改善目標) TEL:(直通)03-6744-2391 FAX:03-3581-0325 漁港漁場整備部防災漁村課 担当:環境整備班(漁港機能高度化目標) TEL:(直通):03-6744-2392 FAX:03-3581-0325
参考	http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_hourei/index.html	http://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/koufukin/

項目	建設等を対象とする事業	建設等を対象とする事業
所管省庁	経済産業省	経済産業省
制度名	工業用水道事業費補助金	電源地域産業関連施設等整備費補助金
支援内容	工業用水道を整備する事業に要する費用に対して支援を行う。	(1)～(10)を整備する事業に要する費用に対して支援を行う。 (1) 研究開発施設 (2) 試験施設 (3) 人材育成施設 (4) 貸事業場又は貸工場 (5) 情報提供施設 (6) 製販一体型施設 (7) 展示・販売施設 (8) 物流施設 (9) (1)～(8)に附帯する施設 (10) 研究機器・情報機器
補助率等	建設事業、改築事業、緊急更新・耐震化事業、強靱化事業、災害復旧事業に応じて補助率が異なる (要綱参照)	下限額 100 万円 補助対象経費の 1/2 以内
交付先	地方公共団体、地方独立行政法人(地方公共団体が事業者に補助する場合も含む)	都道府県、市町村、第三セクター 等 (一般社団・財団法人、特例社団・財団法人及び公益社団・財団法人を除く。) 都道府県、市町村(地方公共団体が事業者に補助する場合も含む)
PPP/PFI 事業への適用	工業用水道:地方公共団体に施設の所有権が移管される場合には、民間事業者が整備する場合も同様の補助が受けられる。	(1)～(10):地方公共団体に施設の所有権が移管される場合には、民間事業者が整備する場合も同様の補助が受けられる。
照会先	経済産業省 地域経済産業グループ地域産業基盤整備課 TEL:(直通)03-3501-1677 FAX:03-3501-6270	経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ産業施設課 TEL:03-3501-1677
参考	http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/	http://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/k150316001.html

(3) その他の支援制度

項目	税制	税制
所管省庁	内閣府	文部科学省
制度名	BOT方式で整備される公共施設等に係る固定資産税等の課税標準の特例措置	PFI法に規定する選定事業者が取得する国立大学の校舎に係る固定資産税等の課税標準の特例措置
内容	BOT方式で整備される公共施設等について、固定資産税等の課税標準について平成32年3月31日まで2分の1とする	国立大学法人の施設設備に係るPFI事業(BOT方式)の選定事業者が、政府の補助を受けて選定事業により整備する校舎に係る固定資産税等については、平成32年3月31日まで課税標準を2分の1とする
PPP/PFI事業への適用	PFI事業(BOT方式)を実施する場合で民間事業者が所有する期間の税負担の軽減	PFI事業(BOT方式)を実施する場合、民間事業者が国立大学法人の校舎を所有する期間の税負担の軽減
照会先	内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PFI推進室) TEL: 03-6257-1655 FAX: 03-3581-9682	大臣官房文教施設企画部計画課整備計画室 整備推進係 TEL: (代表)03-5253-4111(内線2612)
参考	http://www8.cao.go.jp/PFI	http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2015/01/23/1354604_06.pdf

項目	地方財政措置	地方財政措置
所管省庁	総務省	総務省
制度名	国庫補助負担金が支出される PFI 事業	地方単独事業として実施される PFI 事業
内容	<p>地方公共団体が PFI 事業者に対し施設整備時に整備費相当分の全部又は一部を支出する場合</p> <p>地方公共団体が支出を行うに当たって、直営事業の場合と同種の地方債をその財源とすることができることとし、直営事業の場合に当該地方債の元利償還金に対して交付税措置を講じている場合には、同様の交付税措置を行う</p> <p>地方公共団体が PFI 事業者に対し後年度に整備費負担分の全部又は一部を割賦払い、委託料等の形で分割して支出する場合</p> <p>地方公共団体が負担する整備費相当分（金利相当額を含む。）について、直営事業の場合の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置を行う</p>	<p>施設の種別に応じた財政措置の仕組みがある施設（複合的な機能を有する施設については、当該部分を分別できる場合における当該部分）の場合</p> <p>地方公共団体が PFI 事業者に対し、施設整備時に整備費相当分を支出するか又は後年度に施設整備費を割賦払い、委託料等の形で分割して支出するかを問わず、何らかの形で整備費相当分の全部又は一部を負担する場合、当該負担額の合計額（金利相当額を含む。）に対し、直営事業の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置を行う</p> <p>施設の種別に応じた財政措置の仕組みがない施設の場合</p> <p>下記の要件を満たす施設について、地方公共団体が PFI 事業者に対し、施設整備時に整備費相当分を支出するか又は後年度に整備費相当分を割賦払い、委託料等の形で分割して支出するかを問わず、何らかの形で整備費相当分の全部又は一部を負担する場合、当該負担額の合計額（用地取得費を含まず、金利相当額を含む。）の 20% に対し均等に分割して一定期間交付税措置を行う</p> <p>（施設の要件） 通常地方公共団体が整備を行っている公共性の高い施設であり、かつ非収益的な施設（無料又は低廉な料金で住民の用に供され、施設整備費の全部又は一部を料金ではなく地方公共団体の財源で負担することが通例である施設）であること。なお、庁舎等公用施設は対象としない</p>
PPP/PFI 事業への適用	PFI 事業でも必要な条件が満たされれば交付税が措置される	PFI 事業でも必要な条件が満たされれば交付税が措置される
照会先	総務省 自治財政局調整課 TEL : 03-5253-5618	総務省 自治財政局調整課 TEL : 03-5253-5618
参考	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-z/aisei/	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-z/aisei/

項目	地方財政措置
所管省庁	総務省
制度名	コンセッション方式による事業の各段階におけるイコールフットイング
内容	<p>< 導入時 > (歳入) 事業体から地方公共団体が受け取る運営権対価 一方、事業期間中の料金収入が消滅する 運営権対価は普通交付税の基準財政収入額に算入しない 普通交付税の減少要因とはならない</p>
	<p>< 事業期間中 > (歳出) 運営権設定前に地方公共団体が当該施設の整備に係る経費に充てるために発行した地方債の償還費 コンセッション事業の導入に伴う繰上償還は不要 普通交付税の基準財政需要額に算入されていた地方債の償還費については、コンセッション事業を導入する前と同等に普通交付税の基準財政需要額に算入する 普通交付税の減少要因とはならない</p>
	<p>< 事業期間中 > (歳出) 運営権設定後に地方公共団体が当該施設の増改築等に係る経費として事業体に支出した費用 地方債を発行する場合 後年度に割賦払いで支出する場合 直営で実施した場合に地方債の償還費が普通交付税の基準財政需要額に算入される施設に係る左記の 、 の費用については、直営で実施した場合と同等に普通交付税の基準財政需要額に算入する 普通交付税の減少要因とはならない</p>
	<p>< 事業終了時 > (歳入) 料金収入の復活 料金収入は普通交付税の基準財政収入額に算入しない 普通交付税の減少要因とはならない</p>
PPP/PFI 事業への 適用	コンセッション方式による事業を行う場合でも普通交付税の減少とならない
照会先	総務省 自治財政局調整課 TEL : 03-5253-5618
参考	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/